



金融円滑化に関する取組み

地域のみなさまへの安定した資金供給は
信用金庫の社会的使命です。

1. 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

(1) 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

(2) 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・理事会等において、本基本方針および金融円滑化管理方針を盛り込んだ金融円滑化管理規程を策定いたしました。また、金融円滑化管理統括責任者を選任し、金融円滑化管理態勢を定めました。(平成22年1月21日実施)
- ・全支店に金融円滑化相談窓口を設置するとともに、金融円滑化管理責任者を配置いたしました。(平成22年1月21日から)

(3) 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等との緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

2. 返済負担軽減等の実施に関する方針

- ・中小企業のお客様より、返済負担軽減等の相談・申込みがあった場合には、お客様の事業の状況を十分に把握・検討したうえで、改善または再生の可能性を勘案しつつ、条件変更、旧債の借換え等の対応に迅速かつ真摯に取り組めます。
- ・個人のお客様より、住宅資金に係る返済負担軽減等の相談・申込みがあった場合には、お客様の財産及び収入等の状況を勘案しつつ、条件変更、旧債の借換え等の対応に迅速かつ真摯に取り組めます。
- ・他の金融機関や信用保証協会等との連携を図る必要がある場合には、守秘義務および独占禁止法に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、当該機関との間で相互に情報の確認を行う等、緊密な連携を図ります。
- ・返済負担軽減等の措置を講ずるにあたり、経営指導・経営改善計画書の策定等が必要なお客様についても、積極的に助言等を行いつつ取り組めます。
- ・合理的な理由なく、特定業種であることや、表面的な財務計数、過去に条件変更履歴があること等の形式的な判断のみを持って、お客様の相談・申込みをお断りいたしません。また、お客様の意思に反して相談・申込みの取下げをいたしません。
- ・お客様の相談・申込みの内容と相違する条件で成約する場合や、相談・申込みにお応えできない場合には、お客様の納得または理解が得られるよう、お客様の知識・経験および財産の状況を踏まえ、出来る限り丁寧に説明します。

当金庫の中小企業金融円滑化への取組み

当金庫は、平成24年8月30日に施行された「中小企業経営力強化支援法」(平成28年7月1日に「中小企業等経営強化法」と変更)に基づく経営革新等支援機関として、平成24年11月5日に国(財務省、経済産業省)より認定を受けました。今後も当金庫では、経営革新等支援機関として地域の中小企業の皆様の経営課題解決に向けたコンサルティング機能を強化し、地域金融の円滑化と地域経済の発展に貢献してまいります。

● ライフサイクルに応じた支援強化

中小企業のライフサイクルに応じた取組みとして、創業または新事業に取り組む皆さまに対し積極的に資金を提供するほか、小樽市、小樽商工会議所、市内金融機関による「創業支援サポート連携事業」への参画や「小樽商人(あきんど)塾」の支援、北海道経済産業局が行っている「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を活用した外部機関との連携を通じ、創業支援や新事業支援、事業再生や事業承継への助言等についても、積極的に行っております。

● 中小企業に適した資金供給手法の徹底

当金庫独自の小口定型ローンにより、過度に担保・保証に依存せず、スピーディーに資金を提供いたしております。



沿革

地域の発展を見つめ、
皆さまと共に歩んだ **たるしん** の歴史です。

大 正		平 成	
11年	2月	元年	7月
	10月	5年	5月
		10年	4月
			9月
			11月
23年	4月	11年	3月
24年	12月		9月
25年	4月	12年	4月
	6月		5月
26年	10月		9月
			12月
27年	4月	13年	4月
	11月		5月
	12月		12月
29年	7月	14年	2月
31年	2月		3月
36年	12月		10月
37年	2月		12月
38年	12月	15年	4月
41年	12月		7月
42年	5月		12月
43年	6月	16年	10月
		17年	4月
44年	9月		9月
46年	3月		10月
48年	7月		11月
		20年	6月
50年	12月		9月
51年	11月	24年	2月
			9月
52年	7月		11月
		25年	2月
55年	5月		4月
			11月
57年	2月	26年	10月
	8月	29年	2月
60年	9月		
63年	10月		